

## 令和2年度 第2回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和2年10月12日(月)  
午後1時30分から午後3時30分  
開催場所 : 川口市役所第一本庁舎  
6階 601大会議室

### ■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、鶴野州委員、大石委員、小貝委員、佐藤委員、清水委員、竹田委員、吹上委員、山南委員、若林委員、渡部委員

### ■欠席委員

田村委員、布施委員、本橋委員

### ■事務局出席者

根岸子ども部長

子ども総務課：秋葉次長、加来課長補佐、仲田主任、堀田主事、田中主事補

子ども育成課：駒木次長

子育て相談課：森岡次長

保育運営課：内田課長、妹尾課長補佐、永瀬課長補佐

保育入所課：田村次長、若松課長補佐

青少年対策室：池沢室長

学務課：石田係長

### ■傍聴者：2名

### ■配付資料

次第

資料1-1、1-2、1-3 保育士の配置特例の適用について

資料2-1、2-2、2-3 放課後児童支援員の資格要件について

資料3 公立保育所のあり方に関する基本方針について

---

## 1 開会

## 2 子ども部長あいさつ

## 3 児童福祉専門分科会長あいさつ

## 4 議事

### 議事（1）保育士の配置特例の適用について

#### ○事務局

資料1-1、資料1-2、資料1-3について説明。

#### ○委員

指定される研修へ参加した場合、業務時間として計上され、その時間分の給与は支払われるのか。

#### ○事務局

そのとおりである。

#### ○委員

第1回分科会で指摘したように、配置特例を適用することにより保育の質が低下しない体制を作るべきである。例えば、特例①の適用は保育士資格を持つ人にとっては負担が増加する。パブリックコメントのNo. 1で示している川口市の考え方のおお、施設において保育士の負担軽減のため、どのようにやっていくかが大きな課題であるとおえる。

次に、特例③は国の最低基準を上回る体制を作ろうとしており、保育の中身を充実させていく上で一定の役割を果たしていると思われる。例えば、さいたま市にある保育園では保育士の休憩時間を十分に確保できていないことがあり、現在の最低基準では保育士の休憩時間の確保は難しい状況にあるが、特例③を適用し研修を受講した支援員を配置することは、保育士の負担軽減等に今後大事な意味を持ってくるとおえる。

最後に、特例の適用期間を規定すべきである。パブリックコメントNo. 5で示している川口市の考え方を条文の中に明記した方がよいとおえる。

#### ○事務局

特例の適用期間について、条文にどのような文言で反映させるかは法規担当と協議していく。また、条文の記載の有無等に関わらず、施行の際にはこの考え方を事業者へ十分周知していく。

#### ○委員

川口市の保育士の配置基準は国の最低基準を上回ったものを用いているとお理解しているが、その違いについて説明をお願いします。

○事務局

ご指摘のとおり、川口市の保育士の配置基準は国の基準を上回っている。例えば、1歳児に対する基準では、川口市では児童と保育士の割合が5：1であるが、国の基準は6：1である。各施設では特例③の実施如何に関わらず、現行基準を引き続き適用するものである。

○委員

埼玉県及びさいたま市の1歳児の配置基準は4：1であると認識している。川口市の配置基準と差異があるのはなぜか。

○委員

埼玉県の1歳児の配置基準は原則6：1であるが、4：1にすると補助金加算の対象となるということだ  
と思う。

○事務局

国の最低基準を上回る保育士の配置基準は各自治体の判断で設定しているものである。本市の現行基準をさらに厳しくすることは今のところ検討していないが、国の動向等を注視していく。

○委員

新潟県では1歳児の配置基準は3：1となっており、新聞でも紹介されている。川口市でも配置基準について前向きに検討してもらいたい。

○委員

特例を実施しなくてはならない背景としては、保育士不足があると思料する。そのため、産休等で一時的に離職した人が、復職しやすい環境整備が必要である。

○委員

潜在保育士への呼びかけは川口市では行っているのか。

○事務局

埼玉県の社会福祉協議会で実施している潜在保育士活用事業を保育事業者へ周知し、利用を促している。

○委員

実施届出書には具体的に何を記載するのか。また、保育事業者が記載するという認識でよいか。

○事務局

保育士の負担が増加しないような業務体制の構築方法、及び、朝夕等のシフト間での情報引継ぎ体制の構築方法等を事業者に記載していただくことを想定している。

○委員

保育士不足の原因として、他の職業と比べ保育士の給与が低いことが原因であると思う。このことについて対策を行っていく必要があると思う。

○委員

川口市の給与加算等の状況について説明願う。

○事務局

保育士の給与は国が定めた給付費によって賄われているが、本市は給付費加算の基準となる地域区分がさいたま市や東京都と比べ低く設定されており、自治体間でも給与格差が広がっている。そのため、本市では平成30年度より市独自の賃金補助制度を実施し、処遇改善に努力している。具体的には、事業者が保育士の給与増加に寄与した額の3倍を、月額2万1千円を上限として補助するものである。

○委員

他自治体における配置特例の実施状況を教示願う。

○事務局

周辺自治体における特例実施自治体は、東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、船橋市及び柏市である。さいたま市は本年6月の議会に条例改正案を提出し、実施予定となっている。一方で未実施自治体は、埼玉県、川越市、越谷市となっている。

○委員

さいたま市の特例実施状況は川口市の適用案と同様か。

○事務局

川口市と同様に特例①～③を適用予定である。

## 議事（2）放課後児童支援員の資格要件について

○事務局

資料2-1、資料2-2、資料2-3について説明。

○委員

教員を退職された人は支援員として適任に思える。そういった方へ打診は行っているのか。

○事務局

本市から直接働きかけは行っていない。放課後児童クラブの運営は民間事業者へ委託しており、事業者が独自に働きかけを行っている可能性はある。機会があれば働きかけを行っていくことも必要と考える。

○委員

他自治体における特例の実施状況を教示願う。

○事務局

条例改正済みの自治体はさいたま市、戸田市、草加市、三郷市、吉川市である。中核市の川越市、越谷市では令和2年5月時点では改正されていない。

○委員

さいたま市では処遇改善を含めた手当があり、学童保育施設の正職員に対する月々の手当と、預かる人数に応じた施設への補助があったと記憶している。

### 議事（3）公立保育所のあり方に関する基本方針について

○事務局

資料3について説明。

○委員

災害時における避難所等という形での運用は検討しているのか。また、市内では保育士からの新型コロナウイルスの感染事例はあったか。

○事務局

児童福祉施設であるため、避難所等としての使用は難しい。新型コロナウイルスの対応としては、民間保育所の登園自粛に対応するため、一時的に子どもを預かれる体制は確保していたが、申込は無かった。また、公立保育所においては感染は確認されていない。

○委員

保育所間のネットワーク内で公立保育所が果たしている役割があれば教示願う。

○事務局

今まではそうした役割が明記されていなかった。そのため、公立保育所のあり方として地域の中心的な役

割を明記し、周辺の保育所と連携して地域の保育の質の向上に寄与していきたいと考えている。

○委員

子どもを預けたまま親がいなくなる事例が私立保育所であったが、児童虐待や貧困に対して市としてどのように考えていくのか。

○事務局

保育所は親や子どもと接する機会が多いため、児童虐待等の早期発見・対応するための役割を明記していきたい。

○委員

川口市における保育士の待遇は埼玉県内の他市町村と比較した場合、どの程度の水準にあるのか。

○事務局

私立保育所においては国が定めた給付費の中で保育士の給与を支払っている。地域区分による加算割合はさいたま市が15%、川口市が6%となっており大きな差が生じているが、事業者の尽力や市の賃金補助があるため、一概に本市の給与水準が低いとは言えない。地域区分が6%の地域は県南では多く、具体的な指数等は把握していないが、川口市は概ね標準的な待遇であると認識している。

○委員

地域区分が6%の市町村の事業者から聞いた話では、川口市の方が給与は高いと聞いている。そのため、地域区分が6%以下の自治体と比べると川口市の待遇は高水準であると思料する。

○委員

老朽化している施設は民営化を含め検討に入ると思われるが、公立保育所と私立保育所では存在意義が異なると考える。今後、公立保育所を維持・新設していくことは難しいかもしれないが、施設数を減らしたとしても、一施設当たりの受入児童数を増やすことで、市全体の保育児童数を維持する等、総量的に検討して欲しい。

また、保育士の給与の問題については、民間の方が制約がない分取り組みやすいのではないと思うが、市がリードしていくべき問題であると考え。川口市が他市の模範となるよう、前例に縛られず実施してほしい。

○委員

老朽化した施設をすべて廃止するわけではなくて、公立保育所のあり方をきちんと示した上で、選ばれる保育所を目指すということによいか。

○事務局

今後、施設の立地条件や劣化状況等を鑑み検討していく予定である。いただいた意見を踏まえ今後のあり方を検討していきたい。

○委員

地域との連携内容として小規模保育事業所との連携を検討してほしい。

○事務局

公立保育所の強みとしては経験年数がある。私立保育所は設立間もない所が多いと思われ、公立保育所が今まで培ってきた経験を研修等を通じ広めることで、地域の中心的な保育所として貢献していくつもりである。その中で、地域の保育の質の向上として小規模保育事業所との連携も検討していく。

○委員

障害児保育のニーズはわずかながら減少傾向にあるとのことだが、障害のある子どもは増えているように感じる。障害児のニーズが減少傾向にあるのは、保護者が預けにくい理由が何かあるのか。また、医療的ケアとの記載があるが、看護師がいなくては対応できない内容であると思う。今後は公立保育所で対応できるようにするのか。また、そういった児童は現時点では公立保育所に預けられていないのか。

○事務局

発達障害など障害かどうかの判断が難しいものもあり、障害児の受け入れとしては減少傾向にあるものの、数として表れていない部分があり、それが明らかになればニーズは増加するものと思料する。現在、本市では公立保育所において児童への医療的ケアは行っていないが、今後そういった児童の受け入れも必要になると認識しており、施設整備や体制作り等を含め検討していく。

○委員

今後、公立保育所で障害児等の保育を行うことは評価できるので、十分検討してほしい。

○委員

児童数は今後減少見込みだが、医学の発展により障害児は増えてきていると思われ、厚労省も特区を作って補助を出すなど、動き出している。さいたま市内の私立保育所では全盲の子どもや医療を必要とする子どもを受け入れた事例があるが、公立保育所では行っていない。

今後、障害児や医療が必要な児童の保育を保証することは重要であり、セーフティーネット機能の役割として公立保育所がこれらの子どもを受け入れる体制をどう作るか検討していくべきである。川口市にどれだけ医療的ケア児がいるか分からないが、その調査も必要だと考える。

また、風水害等の災害時において保育を保証していくため、公立保育所と私立保育所が連携できるような体制作りを公立保育所が中心となって行ってほしい。

○事務局

障害児等ケアについては慎重に検討を進めていく。災害時においても公立保育所が地域と協力できるような体制作りを検討していく。

○委員

医学の進歩により現実が見えてくる。一般の子どもと個性のある子どもが共に過ごす場が重要であり、そのような場の形成に向けて公立保育所が中心的役割を果たしていくべきである。

○委員

高年齢児において、保育所と幼稚園で教育・保育の内容について協力を行っていくことで、保育の質の向上を目指せるのではないか。

○事務局

教育に対するニーズは保育に対するニーズに含まれていると認識している。保育の質の向上のため、研修等を実施し、利用者のニーズに合致するよう努力していきたい。

○委員

幼稚園と保育所では役割が異なる部分がある。保育所としては保育だけでなく、教育にも力を入れていくべきと認識しており、各事業者が努力している。しかし、保育所は第一義的には児童福祉施設であり教育部分を上乘せし実施するのは運営実態として難しい部分もある。

○委員

小学校を見据え、保幼小で連携をとりながら行って欲しい。

○委員

各施設で出来る事と出来ない事を保護者へ周知すべきである。学童と学校も同様に両施設での差異を周知していくべきである。

○委員

幼稚園教育要領と保育所保育指針では保育の内容については共通化された。保育時間の違いはあるが、保育の内容としては各施設で同一であるべきである。公立保育所の保育内容を公表していくことでこういった問題に対する建設的な議論が可能となる。



○委員

公設公営保育所の整備・運営に対しても国や県が補助すべきである。現状では市の負担が大きくなり、民営化が進む懸念がある。

○事務局

公立保育所のあり方の策定については、公立保育所をすべて民間へというような大前提で作成するものではなく、これがスタート地点であると考えている。将来的な少子化の流れの中で、保育需要が変化することが予想されるが、そうした中で、まずは障害児保育など公立保育所が担うべき役割や責任を定め、その先にどのような整備統合をするか検討していく考えである。

○委員

その方向性で進めていただきたい。今回の資料では「新たな公立保育所の役割」は項目しか記載がないため、詳細について文章化し、次回の分科会で議論していきたい。

○事務局

いただいたご意見を反映していく。

#### 議題（４）その他

○事務局

次回の専門分科会は年明けの令和３年２月頃の開催を予定している。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

○事務局

以上をもって、令和２年度第２回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会する。